


報道機関各位

令和8年(2026年)3月30日(月)10時00分 配付

項目	令和8年 春の全国交通安全総決起集会及び街頭啓発について
配付資料	実施要領及びチラシ
内容及び報道に当たってのお願い	<p>新年度を迎え、新入学児童や自転車利用者の増加により、重大な交通事故の多発が懸念されることから、今年も例年どおり4月6日から15日までの10日間において、令和8年春の全国交通安全運動を実施することとし、次のとおり総決起集会及び出動式・街頭啓発を実施いたしますのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 総決起集会</p> <p>(1) 日時 令和8年(2026年)4月6日(月)10時30分から11時25分まで</p> <p>(2) 場所 オホーツク合同庁舎 3階講堂(網走市北7条西3丁目)</p> <p>(3) 主催 北海道オホーツク総合振興局 北海道警察北見方面本部</p> <p>(4) 内容</p> <p>ア 主催者挨拶 ・北海道オホーツク総合振興局長 ・北海道警察北見方面本部長</p> <p>イ 来賓紹介</p> <p>ウ DVD上映(自転車に対する改正道路交通法について)</p> <p>エ 交通安全宣言 ・参加者代表(第52代網走流氷パタラ)</p> <p>オ 出動式 ・オホーツク合同庁舎来庁者駐車場から警察車両のパトロール出動</p> <p>2 街頭啓発</p> <p>(1) 日時 令和8年(2026年)4月6日(月)11時35分から11時50分まで</p> <p>(2) 場所 オホーツク・文化交流センター前沿道(網走市北2条西3丁目)</p> <p>(3) 内容 旗の波運動 ※雨天の場合は中止します。</p>
他のクラブとの関係	
担当窓口	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部 環境生活課長 寺山 貢平 直通: 0152-41-0626 内線: 2950 公用スマホ: 011-585-6101(内線31472)</p> 

## 令和8年 春の全国交通安全運動総決起集会開催要領

### 1 目的

「令和8年 春の全国交通安全運動北海道実施要綱」に基づき、同要綱第2項に定める「統一行動日」において、交通安全運動に携わるオホーツク管内の関係機関・団体の長や担当者が一堂に会し、当該運動の重点を確認するとともに、機運の醸成を図る。

### 2 主催

北海道オホーツク総合振興局  
北海道警察北見方面本部

### 3 共催

オホーツク地区交通安全推進協議会

### 4 日時

令和8年（2026年）4月6日（月） 10：30～11：50

### 5 開催内容

#### (1) 総決起集会・出動式

- ア 時間 10：30～11：25
- イ 場所 総決起集会：オホーツク合同庁舎3階講堂（網走市北7条西3丁目）  
出動式：オホーツク合同庁舎正面来庁者駐車場
- ウ 次第
  - ・開会
  - ・主催挨拶  
北海道オホーツク総合振興局長、北海道警察北見方面本部長
  - ・来賓紹介
  - ・DVD上映（自転車に対する改正道路交通法について）
  - ・交通安全宣言
  - ・閉会→街頭啓発場所へ移動

#### (2) 街頭啓発（旗の波運動）

- ア 時間 11：35～11：50
- イ 場所 オホーツク・文化交流センター前沿道（網走市北2条西3丁目）
- ウ 方法 警察車両のパトロール出動。  
総決起集会参加者等によるセーフティコール（旗の波）  
※ 街頭啓発については、悪天候の場合、中止とする。

### 6 参加団体（予定）

国の機関、管内市町村、北見方面各警察署、交通安全関係機関・団体、ほか

# 交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における  
こどもを始めとする  
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や  
歩行者優先等の  
安全運転意識の向上

自転車・  
特定小型原動機付自転車の  
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで  
**春**の全国交通安全運動



チャイルドシート  
着用推進シンボルマーク  
「カチャビヨン」

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府交通安全  
オフィシャルサイト



内閣府 北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会  
一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会

# 4月10日 金 は 「交通事故死 〇」 を目指す日」です

思いやり一つが、事故〇につながる



## 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保



### 安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30 km/hに引き下げられます。

### 横断前に左右確認!



### 歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



## 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



### ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



### 歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!



## 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



### ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



### 自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

#### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

# 春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで